

会員各位

PTA会長 鹿島 啓介

小室小学校PTA会則の改定について（案）

〈 現 行 〉

第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。

会長1名（保護者）副会長2名（保護者）理事1名(学校長)

書記4名（保護者3名教職員1名）

会計3名（保護者2名教職員1名）、P連担当1名（保護者）

第8章 会計監査

第24条 会計監査は3名（保護者）とする。

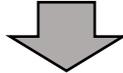
《 細 則 》

1.(1)構成

学級文化部、環境部は学級から1名ずつ、広報部は学年から1名選出された部員で構成し、部長、副部長を互選する。あおぞら学級が学級文化1名を選出し、学級の理事と学級会計監査を担う。但し、学級文化部の活動への参加方法はその都度、本部と相談する。

補導委員は学校側と本部役員の協議により選出される。

第6章15条により補導委員は本部付とする。



〈 改訂(案) 〉

第6章 役員会及び役員

第13条 役員会はこの会の執行機関であり、次の役員を置く。

会長1名（保護者）副会長2名（保護者）理事1名(学校長)

書記4名（保護者3名教職員1名）

会計3名（保護者2名教職員1名）、P連担当1名（保護者）

但し、状況に応じて増減することができる。

第8章 会計監査

第24条 会計監査は2名（保護者）とする。

《 細 則 》

1.(1)構成

学級文化部、環境部は学級から1名ずつ、広報部は学年から1名選出された部員で構成し、部長、副部長を互選する。あおぞら学級は学級文化1名を選出し、学級の理事と学級会計監査を担う。但し、学級文化部の活動への参加方法はその都度、本部と相談する。

但し、部員の人数について、状況に応じて増減することができる。

補導委員は学校側と本部役員の協議により選出される。

第6章15条により補導委員は本部付とする。